

令和 8 年 6 月

甲斐市定例市議会議案

甲 斐 市

令和 8 年 6 月 24 日 提出

甲斐市長 保 坂 武

目 次

議案番号	件 名	ページ
報 告 第 1 号	令和 7 年度甲斐市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件	6
報 告 第 2 号	令和 7 年度甲斐市宅地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の件	8
報 告 第 3 号	令和 7 年度甲斐市水道事業会計予算繰越計算書の報告の件	10
	専決処分の報告の件	12
報 告 第 4 号	和解及び損害賠償額の決定の件	13
報 告 第 5 号	和解及び損害賠償額の決定の件	14
議案第36号	甲斐市印鑑条例の一部改正の件	15
議案第37号	甲斐市手数料条例の一部改正の件	16
議案第38号	甲斐市地域公共交通会議設置条例の一部改正の件	17
議案第39号	甲斐市介護保険条例の一部改正の件	19
議案第40号	甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件	20
議案第41号	令和 8 年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）	21
議案第42号	令和 8 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	27
議案第43号	令和 8 年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	31
議案第44号	令和 8 年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	35
議案第45号	令和 8 年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第1号）	36
議案第46号	災害対策用備品（移動式冷房機器）購入売買契約締結の件	37

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第47号	教職員一人一台パソコン購入売買契約締結の件	38
議案第48号	竜王庁舎電気設備地上化工事請負変更契約締結の件	39
議案第49号	市道路線認定の件	40

報告第 1 号

令和 7 年度甲斐市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件

令和 7 年度甲斐市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年度甲斐市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市 債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	竜王庁舎維持管理事業	273,716,000	273,716,000	15,000		273,700,000		1,000
2 総務費	1 総務管理費	ふるさと応援寄附金事業	80,000,000	80,000,000					80,000,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住基印鑑登録事務費	1,991,000	1,991,000		1,991,000			
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務費	1,848,000	1,848,000		1,848,000			
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	104,590,000	54,429,600	27,509,600	26,920,000			
4 衛生費	2 環境衛生費	脱炭素社会推進事業	55,330,000	55,330,000		55,330,000			
5 労働費	1 労働諸費	移住定住促進事業	900,000	450,000	200,000			250,000	
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良事業	28,995,000	28,995,000			28,400,000		595,000
7 商工費	1 商工費	物価高騰対策支援給付金事業	836,746,000	821,916,334		750,915,920			71,000,414
8 土木費	1 土木管理費	土木総務事業	13,100,000	13,100,000			13,100,000		
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	112,560,000	111,060,000		58,135,000	43,300,000		9,625,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命推進事業	7,055,000	7,055,000		3,333,000	2,200,000		1,522,000
8 土木費	4 都市計画費	都市計画諸費	297,087,000	85,547,146					85,547,146
8 土木費	4 都市計画費	公園整備事業	267,523,000	136,234,875		54,873,000	69,500,000		11,861,875
8 土木費	4 都市計画費	緑化センター跡地活用事業	1,471,579,000	1,320,057,004	395,225,000	443,429,000	479,000,000		2,403,004
9 消防費	1 消防費	災害対策整備事業	28,932,000	28,932,000		14,466,000			14,466,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備費	141,623,000	141,623,000		20,200,000	115,400,000		6,023,000
10 教育費	6 社会教育費	双葉ふれあい文化館管理運営費	185,658,000	113,718,000	118,000		113,600,000		
10 教育費	7 保健体育費	玉幡公園総合屋内プール運営費	58,949,000	47,719,000			42,900,000		4,819,000
合計			3,968,182,000	3,323,721,959	423,067,600	1,431,440,920	1,181,100,000	250,000	287,863,439

報告第 2 号

令和 7 年度甲斐市宅地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の件

令和 7 年度甲斐市宅地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和7年度甲斐市繰越明許費繰越計算書

(宅地開発事業特別会計)

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	市 債	その他	
1 宅地開発費	1 宅地開発費	双葉地区拠点工業団地開発事業	273,300,000	50,745,182	26,078,182	24,667,000			
合計			273,300,000	50,745,182	26,078,182	24,667,000			

報告第 3 号

令和 7 年度甲斐市水道事業会計予算繰越計算書の報告の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により、令和 7 年度甲斐市水道事業会計予算中別紙のとおり予算を繰越したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告する。

令和7年度甲斐市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						他会計補助金	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	車両一体型給水タンク車（箱型）1台	19,800,000	0	18,645,000	0	0	18,645,000	1,155,000	0	車両の生産ライン停止などによる入札の遅延及び受注生産による納期の遅れによるため

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

処分事項

報告第 4 号 和解及び損害賠償額の決定の件

報告第 5 号 和解及び損害賠償額の決定の件

報告第4号

和解及び損害賠償額の決定の件

道路施設の管理瑕疵による自転車転倒事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

1 和解の相手方



2 和解の条件

- （1）甲斐市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として金15,600円を支払うものとする。
- （2）和解の相手方と甲斐市の間には、本和解条項に定める以外何らの債権債務のないことを確認する。

3 専決処分をした日 令和8年5月25日

4 専決処分をした理由

令和7年9月27日に市道大屋敷横町線、甲斐市龍地3571番地1付近で発生した道路緑地帯の雑草に起因する自転車転倒事故について、和解し賠償の額を定めるため専決処分を行ったものである。

和解及び損害賠償額の決定の件

道路施設の管理瑕疵による車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

1 和解の相手方



2 和解の条件

- (1) 甲斐市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として金 45,000 円を支払うものとする。
- (2) 和解の相手方と甲斐市の間には、本和解条項に定める以外何らの債権債務のないことを確認する。

3 専決処分をした日 令和 8 年 5 月 29 日

4 専決処分をした理由

令和 7 年 10 月 9 日に市道塩川端滝沢線、甲斐市宇津谷 5189 番地 1 付近で発生した落下物に起因する車両損傷事故について、和解し賠償の額を定めるため専決処分を行ったものである。

甲斐市印鑑条例の一部改正の件

甲斐市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市印鑑条例の一部を改正する条例

甲斐市印鑑条例（平成16年甲斐市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「限る。次条において同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。次条において同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。次条において同じ。））」を加える。

第14条中「民間事業者が設置する」を削り、「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市民サービスの向上及び窓口の混雑緩和等を目的として、多機能端末機を設置することに伴い、印鑑登録証明書の交付申請方法の追加及びその他所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市手数料条例の一部改正の件

甲斐市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市手数料条例の一部を改正する条例

甲斐市手数料条例（平成16年甲斐市条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

別表2の項中「発行」の次に「（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。4号において同じ。）により発行を行う場合及び当該戸籍電子証明書提供用識別符号の請求者が同時に同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。）」を加える。

別表4の項中「発行」の次に「（電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合及び当該除籍電子証明書提供用識別符号の請求者が同時に同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。）」を加える。

別表13の項中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市民サービスの向上及び窓口の混雑緩和等を目的として、多機能端末機を設置することに伴い、交付手数料の規定及びその他所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市地域公共交通会議設置条例の一部改正の件

甲斐市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

甲斐市地域公共交通会議設置条例（令和4年甲斐市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び運賃、料金等」を削り、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の運送に係る運賃及び料金に関すること。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（運賃協議部会）

第7条 交通会議は、第2条第2号に規定する事項について協議するため、運賃協議部会を置く。

2 運賃協議部会は、道路運送法第9条第4項の規定による協議会とする。

3 運賃協議部会は、交通会議の委員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 運賃及び料金を定めようとする一般旅客自動車運送事業者又はその団体

(3) 市民又は利用者の代表

(4) 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する者

4 運賃協議部会に部会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

5 運賃協議部会は、部会長が招集し、その議長となる。

6 運賃協議部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

7 前各項に定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、部会長が運賃協議部会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の改正に伴い、運賃等を協議するための部会を設置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市介護保険条例の一部改正の件

甲斐市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市介護保険条例の一部を改正する条例

甲斐市介護保険条例（平成16年甲斐市条例第115号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「附則第20項まで」の次に「及び附則第22項」を加える。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度の保険料の減免の特例）

- 22 市長は、令和8年度分の保険料について、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1号被保険者又は当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、附則第20項及び第21項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたものに対し、特に必要があると認めるときは、同年度分の保険料を申請によらずに減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲斐市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の公布に伴い、令和8年度の介護保険料の減免について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件

甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年甲斐市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条中「620人」を「500人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在の条例定数について、現状の消防団の実情に即した適切な定数に変更するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和 8 年度甲斐市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度甲斐市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 4 2, 9 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4, 7 3 4, 9 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	市税	10,055,077	△16,000	10,039,077
	3 軽自動車税	315,449	△16,000	299,449
9	環境性能割交付金	25,000	△25,000	0
	1 環境性能割交付金	25,000	△25,000	0
10	地方特例交付金	81,500	41,000	122,500
	1 地方特例交付金	80,000	41,000	121,000
15	国庫支出金	7,585,244	△6,053	7,579,191
	2 国庫補助金	2,449,845	△6,574	2,443,271
	3 委託金	17,480	521	18,001
16	県支出金	2,523,543	114,115	2,637,658
	2 県補助金	646,983	114,115	761,098
18	寄附金	1,050,051	30	1,050,081
	1 寄附金	1,050,051	30	1,050,081
19	繰入金	1,075,729	333,276	1,409,005
	1 基金繰入金	1,058,459	333,276	1,391,735
21	諸収入	331,804	10,744	342,548
	5 雑入	282,139	10,744	292,883
22	市債	1,973,400	290,800	2,264,200
	1 市債	1,973,400	290,800	2,264,200
歳 入 合 計		33,992,000	742,912	34,734,912

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,099,130	187,222	4,286,352
	1 総務管理費	3,377,889	177,286	3,555,175
	2 徴税費	369,316	9,936	379,252
3	民生費	14,032,504	2,163	14,034,667
	1 社会福祉費	5,842,910	1,254	5,844,164
	2 児童福祉費	6,912,902	388	6,913,290
	4 国民年金費	10,711	521	11,232
4	衛生費	4,260,630	87,850	4,348,480
	1 保健衛生費	1,147,611	360	1,147,971
	2 環境衛生費	1,743,374	87,490	1,830,864
6	農林水産業費	396,395	2,024	398,419
	1 農業費	378,609	2,024	380,633
7	商工費	102,262	438,507	540,769
	1 商工費	102,262	438,507	540,769
8	土木費	3,008,906	7,075	3,015,981
	4 都市計画費	2,245,184	7,075	2,252,259
10	教育費	3,998,041	12,919	4,010,960
	1 教育総務費	867,970	0	867,970
	2 小学校費	529,425	0	529,425
	4 学校給食費	838,739	0	838,739
	6 社会教育費	467,867	12,919	480,786
	7 保健体育費	378,615	0	378,615
13	諸支出金	103,782	5,152	108,934
	1 基金費	103,782	5,152	108,934
歳 出 合 計		33,992,000	742,912	34,734,912

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	企業誘致推進事業	125,400

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
キャラクターライセンス使用料	令和9年度	16,500

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設等適正 管理推進事業	277,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見 直し方式で借 入れる資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率）	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合に は、その債権者と協定 するものとする。 ただし、財政その他の 都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 若しくは、繰上償還又 は低利に借換えするこ とができる。	418,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見 直し方式で借 入れる資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率）	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合に は、その債権者と協定 するものとする。 ただし、財政その他の 都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、 若しくは、繰上償還又 は低利に借換えするこ とができる。
一般補助施設整 備等事業	242,500	同上	同上	同上	266,600	同上	同上	同上
緊急自然災害防 止対策事業	13,000	同上	同上	同上	138,400	同上	同上	同上

令和 8 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度甲斐市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 6 2 6, 5 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	県支出金	4,663,141	477	4,663,618
	1 県補助金	4,663,141	477	4,663,618
	歳 入 合 計	6,626,030	477	6,626,507

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	103,663	477	104,140
	1 総務管理費	91,323	477	91,800
	歳 出 合 計	6,626,030	477	6,626,507

令和 8 年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度甲斐市の宅地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8 8，2 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 8，2 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	0	288,290	288,290
	1 一般会計繰入金	0	288,290	288,290
	歳 入 合 計	0	288,290	288,290

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	宅地開発費	0	288,290	288,290
	1 宅地開発費	0	288,290	288,290
	歳 出 合 計	0	288,290	288,290

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 宅地開発費	1 宅地開発費	双葉地区拠点工業団地開発事業	288,290

令和 8 年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度甲斐市簡易水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度甲斐市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 28,362 千円」を「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 28,442 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	27,214 千円	1,900 千円	29,114 千円
第 1 項 企業債	19,800 千円	1,900 千円	21,700 千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	55,576 千円	1,980 千円	57,556 千円
第 1 項 建設改良費	25,005 千円	1,980 千円	26,985 千円
（企業債）			

第 3 条 予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正予定額）	（計）
簡易水道事業	19,800 千円	1,900 千円	21,700 千円

令和 8 年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度甲斐市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度甲斐市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,651,026 千円	7,075 千円	1,658,101 千円
第 2 項 営業外収益	872,886 千円	7,075 千円	879,961 千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,585,440 千円	7,075 千円	1,592,515 千円
第 1 項 営業費用	1,411,576 千円	7,075 千円	1,418,651 千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 10 条中「696,846 千円」を「703,921 千円」に改める。

災害対策用備品（移動式冷房機器）購入売買契約締結の件

災害対策用備品（移動式冷房機器）購入について、次のとおり売買契約を締結するものとする。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 災害対策用備品（移動式冷房機器）購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約の金額 | 金 11, 105, 864 円 |
| 4 契約の相手方 | 山梨県甲府市青沼一丁目 12 番 13 号 N T T 青沼ビル 3 階
テルウェル東日本株式会社 山梨支店
支店長 梶原 弘 |

提案理由

この売買契約の締結については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成 16 年甲斐市条例第 52 号）第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

教職員一人一台パソコン購入売買契約締結の件

教職員一人一台パソコン購入について、次のとおり売買契約を締結するものとする。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 教職員一人一台パソコン購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約の金額 | 金 26,400,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 山梨県中央市山之神流通団地東 1
リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部 山梨支社
L A 営業部
部長 藤田 和寿 |

提案理由

この売買契約の締結については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成 16 年甲斐市条例第 52 号）第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

竜王庁舎電気設備地上化工事請負変更契約締結の件

竜王庁舎電気設備地上化工事について、次のとおり請負変更契約を締結するものとする。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 竜王庁舎電気設備地上化工事 |
| 2 請負金額 | |
| 変更前 | 金 438,350,000 円 |
| 変更後 | 金 433,884,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 山梨県甲斐市名取 393 番地
渡辺建設興業・伸電工業竜王庁舎電気設備地上化工事共同企業体
代表者 渡辺建設興業株式会社 代表取締役 渡邊 慎助 |

提案理由

この請負変更契約の締結については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成 16 年甲斐市条例第 52 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第 49 号

市道路線認定の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道として認定するものとする。

番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地	備 考		
				延 長	幅 員	摘要
695	ひがしひえま 東冷間 宅造 1 号線	西八幡字東冷間 1413 番 2 地先から 西八幡字東冷間 1413 番 5 地先まで		60.6m	6.0m～10.0m	

提案理由

市道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。